

(設置)

第 1 条 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和 2 年法律第 18 号)第 11 条の規定に基づき、本市における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うため、彦根市文化観光推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画(以下「地域計画」という。)に関すること。
- (2) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者
 - (3) 文化観光推進事業者
 - (4) 経済関係団体を代表する者
 - (5) 行政職員
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 協議会に会長および副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 協議会は、会議において必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業部観光企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

彦根市文化観光推進協議会 委員名簿

令和3年2月4日現在

区分	氏名	所属・役職等
1号委員	上田 雄三郎	国立大学法人滋賀大学 産学公連携推進機構 社会連携センター 特任准教授
1号委員	上田 洋平	公立大学法人滋賀県立大学 地域共生センター 講師
3号委員	矢田 全利	公益社団法人彦根観光協会 専務理事
3号委員	小島 聖巳	一般社団法人近江ツーリズムボード マネージャー
3号委員	戸所 岩雄	特定非営利活動法人ひこね文化デザインフォーラム 理事長
4号委員	上田 健一郎	彦根商工会議所 副会頭
5号委員	中村 武浩	彦根市産業部長
5号委員	藤原 弘	彦根市都市建設部長
5号委員	広瀬 清隆	彦根市歴史まちづくり部長
5号委員	岸田 道幸	彦根市教育委員会教育部長
6号委員	宮川 敏明	彦根城運営管理センター所長

計 11 名

事務局

北村 慎弥	彦根市産業部観光企画課長
大西 嘉雄	彦根市産業部観光企画課課長補佐
藤原 康博	彦根市産業部観光企画課係長

市関係所属

彦根市歴史まちづくり部文化財課
彦根市歴史まちづくり部都市計画課
彦根市歴史まちづくり部景観まちなみ課
彦根市教育委員会彦根城博物館管理課
彦根市教育委員会彦根城博物館学芸史料課
彦根市都市建設部交通対策課

彦根市文化観光推進協議会会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市文化観光推進協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

(傍聴人の制限)

第3条 協議会は、会場の適正人員を超えるときその他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、傍聴人受付簿に住所、氏名その他必要事項を記入しなければならない。

2 前項の場合において、協議会は、個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

(2) 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。

(3) その他、会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

第6条 会議の傍聴に関し、傍聴人がこの要領の定めに従わないときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、令和3年2月4日から施行する。